

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 9 月に、それまで未納だった国民年金保険料を一括して納付したが、その記録が抜け落ちていたので、A 県 B 町役場の職員に調べてもらったところ、平成元年 12 月 22 日に連絡があり、「C 市で一括納付した 11 年分は、間違いなく納付されているので原簿の方は訂正した。年金証書は書き換えることができないが、紛失などの事故があった時などで再発行する時には正しい納付月数になるので了解してほしい。」との返事を受けた。その時には疑問を持たずそれです承したものの、何も記録に残るものがないので年金証書にメモを残した。

今回、年金証書に書き残したメモ、平成元年 12 月 22 日の日記のコピー及び昭和 47 年 9 月 30 日に一括納付した領収証書のコピーを添付したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した領収証書により、申立人は、昭和 47 年 9 月 30 日に、申立期間を含む 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認できる。

一方、当該納付時点は、国民年金保険料の特例納付実施期間ではないため、申立期間の大部分の保険料は、時効により D 社会保険事務所（当時）では収納することができないことから、同事務所は納付された保険料を還付する必要があるが、特殊台帳には還付された事跡が見当たらない上、C 市の国民年金被保険者名簿においても、昭和 47 年 9 月 30 日に、36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が一括納付された記載は確認できるものの、当該保険料が還付

された記載は無く、ほかに還付の事実を確認できる記録も存在しないため、申立人に保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が時効により納付できない期間を含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

昭和47年9月30日は、特例納付実施期間ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は昭和59年に短期大学を卒業して、県外で仕事を始めた。A市に住民票を移し、同市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、60年4月ごろに同市国民年金担当課の窓口で25か月分を一括して現金で納付したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 56 年 10 月にB県C市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳では、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、申立期間のうち 57 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、いったんは保険料が納付されたものの、同年 3 月 31 日に申立人が国民年金被保険者資格を喪失したことから、同年 3 月の保険料については「還付 57 年 3 月*円 (57. 11. 17)」、同年 4 月から同年 6 月までの保険料については「カンブ未」と記載されている。

このため、申立人が昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付し、還付されることなく長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

当該期間については、制度上任意加入していなければ国民年金の被保険者とはならないが、上記のことを踏まえれば、資格喪失していることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

また、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、申立人が学生になり国民年金被保険者資格を喪失したために還付されたと推認されるものの、申立人

は同年4月1日に短期大学に入学していることが確認できることから、当該期間は国民年金の強制加入期間に相当し、同年3月31日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年3月の保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの期間については、C市で払い出された国民年金手帳記号番号では国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が納付された事跡は見当たらない上、60年1月にA市で払い出された国民年金手帳記号番号では、当初、当該期間は国民年金の強制加入期間とされていたものの（60年12月に未加入期間に訂正）、国民年金手帳記号番号の払出時点では、当該期間のうち57年7月から同年9月までは、時効によって保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、A市の国民年金担当係では、過年度保険料の収納を行っていなかったとして、及び納付した保険料額等についての申立人の記憶は定かでないこと等を踏まえると、申立期間の保険料がさかのぼって一括納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 2120

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入し国民年金保険料を欠かさず納付していた。保険料は納め続けるものだという意識があったので、2 か月遅れでも必ず納付していた。友人と一緒に納付していたこともある。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 8 か月と短期間である。

また、オンライン記録等に国民年金任意加入被保険者資格を喪失した事跡は見当たらないこと、申立期間当時、申立人に住所変更や経済状況等の生活上の変化は見受けられないこと、及び申立人と一緒に納付していたとする友人は申立期間の国民年金保険料は納付済みとされていることなどを踏まえると、申立期間についても保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 58 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

A社に勤務し、平成 19 年 12 月に賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に支給された賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額に見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、提出された前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、58 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 19 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A 社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び当該保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録では16万円とされているが、A社が保管する平成15年9月の定時決定の際の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」において、同年4月、5月及び6月の報酬月額は、同年6月の47万8,100円のみであり、標準報酬月額は、47万円とすべきところ、当初16万円とされ、後に47万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は平成15年5月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認でき、同社が保管する給与台帳などから同年5月分の給与は同年6月20日に支給されていることが確認できる。

さらに、A社が保管する平成15年及び16年の給与台帳、並びに申立人が所持する15年9月、同年12月、16年1月及び同年3月から同年6月までの期間の給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額47万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 37 年 7 月 1 日に入社し、46 年 9 月 30 日に退職するまで同社B営業所に継続して勤務した。年金事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。また、同じ会社の勤務期間のうち 37 年 7 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間として記録されており、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、昭和 37 年 7 月 1 日にA社に入社し、厚生年金保険被保険者となった際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合は、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証には、その表示が無い。

また、申立人は、A社に昭和 37 年 7 月 1 日に入社し、46 年 9 月 30 日に退職するまで同社B営業所に勤務していたとしており、同社本社及び同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、37 年 7 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までの期間は同社C支社において、同年 4 月 1 日から 46 年 10 月 1 日までの期間は同社本社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるにもかかわらず、同社C支社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求

となっている被保険者期間は同一会社の事業所であり、かつ、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされた記録のある昭和 46 年 11 月 29 日の約 1 年後に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、国民年金保険料を申立期間の終期である厚生年金保険被保険者資格の喪失時までさかのぼって納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月1日から同年11月1日まで
② 平成18年12月20日から19年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、B社に勤務していた平成18年12月20日から20年8月10日までの期間のうち、申立期間②については厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」から、申立人が平成18年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した当初、申立てどおりの報酬月額（15万円）が届け出され、その後、同資格取得届の報酬月額が誤っていたとして、同資格取得届の訂正届が提出されて標準報酬月額が引き下げられており、当該訂正届に基づいて訂正された標準報酬月額（9万8,000円）はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、A社が保管する賃金台帳における申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額も、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生

年金保険料額と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立人の所持するC銀行D支店の預金通帳から確認できる平成18年7月から同年9月までの期間に振り込まれた給与額は、上記の賃金台帳における社会保険料等を控除された支給額と一致しておらず、この給与振込額などから推定される厚生年金保険料の控除額は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致している。

また、申立人のA社における平成18年分給与所得の源泉徴収票及び申立人の申立事業所における同年分の給与支払報告書（個人別明細書）の「社会保険料等の金額」欄に記載された額も、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額に健康保険、介護保険及び雇用保険料の額を加算した額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届から、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時に係る標準報酬月額の訂正を行ったことが確認できることから、事業主は、申立人の預金通帳、給与所得の源泉徴収票等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から判断して、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と同日の平成19年6月1日であることが確認できる上、申立人のB社における同年分給与所得の源泉徴収票を検証したところ、申立期間②において、厚生年金保険料は給与から控除されていないことが推認できる。

また、申立事業所は、当時、入社後、少なくとも3か月間は厚生年金保険に加入させることはなかったと回答している上、申立事業所で社会保険事務を担当していたとする同僚の一人は、「B社は、入社と同時に厚生年金保険の加入手続きを行っていない。私の厚生年金保険の加入は、入社より半年後に行われた。」と供述しているところ、当該同僚について、オンライン記録から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、当該同僚が供述する入社時期が一致していないことから判断すると、当時、申立事

業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が居住するE市F区役所の記録によれば、申立人は申立期間において国民健康保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及びC社本社における資格取得日は昭和26年5月1日、並びに同社本社における資格喪失日は28年1月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から28年1月1日まで
② 昭和26年5月1日から28年1月1日まで

「ねんきん特別便」でD社に勤務した昭和30年1月1日から33年10月30日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録となっていることについては憶えがあるものの、それ以前の申立期間①に勤務したA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した憶えも無いので、申立期間①に係る脱退手当金の受給記録を訂正してほしい。

また、A社B支店は、昭和26年5月にC社に業務を移管し、私の厚生年金保険の被保険者記録は同年5月からC社本社での記録となっているはずであり、A社B支店における申立期間②の厚生年金保険被保険者記録は誤っているので、C社本社に勤務していた申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間①後の昭和30年1月1日から33年10月30日までの期間の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給していることを認めているものの、申立期間①については脱退手当金を受給していないと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人のD社における30年1月1日から33年10月30日までの期間45か月に係る脱退手当金の6,780円は、34年4月16日に、また、A社

B支店における申立期間①の99か月に係る脱退手当金の1万8,768円は、35年1月22日にそれぞれ支給された記録となっている。

このうち、D社に係る脱退手当金については、申立人は受給したことを認めており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容、及び同事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）への記録状況、及び支給金額等から判断して、一連の事務処理に不自然さは認められない。

一方、申立期間①のA社B支店に係る脱退手当金については、オンライン記録における当該期間に係る脱退手当金支払額は、1万8,768円と記録され、当該額は、D社における被保険者期間及び申立期間①を合算して計算した金額とは一致するものの、当該記録上の支給額は、D社の請求に係る更正処理に伴う合算支給額であることを確認できる資料は無い上、当該記録において、当該計算の基礎となる期間は、144か月と記録されるべき期間が99か月と記録されており、当該支給額の計算の基礎となる期間とは一致しない。

また、D社及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、本来、当該脱退手当金請求に先だって重複取消すべきところ、D社に係る被保険者名簿への重複取消の記録は、申立事業所に係る脱退手当金の支給後の昭和35年2月20日に行われており、記録の訂正処理が必ずしも適切であったとは言えない。

さらに、D社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことの記録が確認できるのに比べ、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても同様に記録されるべき、照会への回答記録は確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものと認められない。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人の申立期間②を含む昭和19年10月1日から28年1月1日までの期間においてA社B支店の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、A社B支店及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人はA社B支店において昭和26年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同一日にC社本社において同資格を取得し、同社本社において28年1月1日に資格を喪失していることが確認できる。

したがって、A社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及びC社本社における資格取得日は昭和26年5月1日、並びに同社本社における資格喪失日は28年1月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 21 日

「ねんきん定期便」により標準賞与額を確認したところ、A医院に勤務していた申立期間の標準賞与額が1万8,000円となっていることが分かった。

私が所持する平成17年12月21日分の賞与明細書では、当該賞与の支給総額は18万円と記載されており、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年12月21日の支給に係る賞与明細書及びA医院が保管する平成17年度分所得税源泉徴収簿（給与台帳）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に「18千円」と記載されており、当該賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額と一致していることが確認できることから、事業主は誤ってオンライン記録どおりの標準賞与額に見合う賞与支給額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を得た。

私は同社に平成4年5月31日までの期間において在籍して退職した。

私が所持している平成4年6月分の給与明細書では、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行した平成4年6月分の給与明細書、及び申立事業所の社会保険事務担当者が「申立人について、平成4年5月分の厚生年金保険料は翌月に支給した給与から控除していた。」と供述していること等から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成4年6月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当社においては、一般的に従業員が出勤しない公休日であつ

ても在籍扱いとし、申立人の様に月末が公休日であった従業員が退職した場合、給与から退職月に係る厚生年金保険料の控除も行っている。平成4年5月31日は日曜日であり、申立人は出勤しない日であったことから、当時の社会保険事務担当者が、申立人が最後に出勤した同年5月30日を退職日とし、翌日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする事務手続処理を誤って行ったものと思われる。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年6月から7年9月までは24万円、同年10月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間当時の給与は月額24万円から25万円であったが、申立期間の標準報酬月額が、給与支給明細書に記載された実際の給与支給額及び控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額の記録を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書から判断すると、申立事業所においては翌月控除方式で給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認できるところ、申立人の平成6年7月分から7年9月分まで及び同年11月分の給与支給明細書において確認又は

推認できる保険料控除額、並びに預金通帳において確認できる同年10月25日支給の給与振込額などから判断すると、6年6月から7年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が保管されておらず分からない。」と回答しているものの、前述の給与支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与支給明細書等から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月16日から同年10月1日まで

平成9年1月16日にA社B工場から同社本社へ異動した。同日以降の申立期間に係る標準報酬月額の記録が同社に勤務していた申立期間前後の期間における標準報酬月額に比べて極端に低い額となっているが、申立期間において、給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額が減額されたことはない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る給与支払明細書、A社が保管する給与明細書控及び同社が申立期間当時に入社していたC厚生年金基金の業務を引き継いだ企業年金連合会の加入員記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額59万円（当時の最高等級）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D健康保険組合の被保険者記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額が98万円（当時の最高等級）であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、被保険者資格取得届は複写式の様式を使用していた。」と回答していることから、同社は申立期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に複写式の用紙を使用し、C厚生年金基金及びD健康保険組合に提出したものと同一内容の資格取得届を社会保険事務所に届け出ているものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社及び同社の関連事業所であるC社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人が昭和49年4月1日にC社において雇用保険被保険者資格を取得していること、及び申立人が記憶する同僚の供述から判断すると、申立人がC社及び同社の関連事業所に継続して勤務（A社からC社に異動）していることが認められる。

また、適用事業所名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和49年7月1日であることが確認できるところ、B社は、「雇用保険の加入手続を行った従業員について、厚生年金保険に加入させないことは考えられない。」と回答していること、及び複数の同僚が「C社及び同社の関連事業所に勤務した期間については、引き続き厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、異動先の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していない場合であっても、従業員を他の関連事業所で包括的に厚生年金保険に加入させるな

ど、継続して厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を6年8月及び同年9月は44万円、同年10月から7年9月までの期間は38万円、同年10月から8年9月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間のうち、平成8年10月から13年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年10月から9年9月までの期間は38万円、同年10月から13年9月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から13年10月1日まで

「ねんきん定期便」で標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年8月から8年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、6年8月及び同年9月は44万円、同年10月から7年9月までの期間は38万円、同年10月から8年9月までの期間は41万円と記録されていたところ、8年9月9日付けで、6年8月1日にさかのぼって同年8月から8年9月までの期間が12万

6,000 円に引き下げられていることが確認できる上、事業主、事業主の妻及び法人登記簿から確認できる役員 3 人についても、申立人と同じ 8 年 9 月 9 日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち平成 6 年 8 月から 8 年 9 月までの期間について、申立人が所持する A 社に係る 6 年 8 月から 7 年 8 月までの期間、及び同年 10 月から 8 年 9 月までの期間に係る給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額な保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、A 社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、A 社の取締役であったことが確認できるものの、雇用保険の被保険者記録により、昭和 57 年 3 月 1 日から平成 13 年 9 月 30 日までの期間において雇用保険に加入していることが確認できる上、申立事業所に係るオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「申立人は営業担当であり、給与計算及び社会保険事務については別の取締役が担当しており、申立人は当該事務には携わっておらず、取締役ではあったものの、一般社員と同様の扱いであった。」と供述していることから判断すると、申立人は、社会保険関係の事務手続に関与しておらず、標準報酬月額の引下げ処理を知っていた又は知り得る状態ではなかったものと認められる。

さらに、厚生保険特別会計不納欠損決議書により、平成 7 年 3 月から事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 14 年 10 月までの期間について、A 社は厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 8 年 9 月 9 日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実と則したものととは考え難く、6 年 8 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は 6 年 8 月及び同年 9 月は 44 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までの期間は 38 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までの期間は 41 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 13 年 9 月までの期間について、申立人が提出した 8 年 10 月から同年 12 月までの期間、10 年 2 月から 11 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 11 月までの期間、12 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月から 13 年 5 月までの期間、並びに同年 7 月の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額などから判断すると、申立人は、申立期間において、オンラ

イン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額な保険料を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを踏まえ、申立人が提出した平成8年10月から同年12月までの期間、10年2月から11年2月までの期間、同年4月から同年11月までの期間、12年1月から同年5月までの期間、同年8月及び同年9月、同年11月から13年5月までの期間、並びに同年7月の給与明細書の保険料控除額などから判断すると、申立期間のうち、8年10月から9年9月までの期間は38万円、同年10月から13年9月までの期間については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が既に死亡していることから、当該保険料を納付したか否かについて不明であるが、前述の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、当該期間の全期間において一致していないことから判断すると、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録、及び同社C支店（現在は、A社D支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。

昭和47年4月にA社B支店に入社し、同社に38年間継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないはずは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社B支店が保管する「人事個人票」、同社D支店が保管する社会保険被保険者台帳及びE国民健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年1月5日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年2月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かは不明であるが、申立人の当社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日について、昭和50年1月5日

で届け出るべきところ、日付を誤って届け出たものと思われる。」と回答しており、A社D支店が保管する社会保険被保険者台帳では、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和50年2月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 5 日

社会保険事務所（当時）に標準賞与額の記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準賞与額が、実際に支給された賞与額（52万円）に見合う標準賞与額よりも低い金額（40万円）で記録されていることが分かった。

申立期間の賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 17 年 7 月分賞与に係る支給明細書及びB社が提出した「平成 17 年第 1 回 7 月分賞与支給控除項目一覧表」により、申立人は、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 17 年 7 月分賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記載から、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額（40万円）を記載して届け出ていることが確認できる上、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年8月1日から15年5月1日までの期間及び17年4月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年8月は53万円、同年9月から13年2月までの期間は50万円、同年3月は59万円、同年4月は53万円、同年5月は50万円、同年6月から14年2月までの期間は47万円、同年3月は53万円、同年4月は47万円、同年5月から同年8月までの期間は44万円、同年9月は47万円、同年10月から15年4月までの期間は44万円、17年4月から同年7月までの期間は41万円、同年8月及び同年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年7月17日から15年7月1日まで
② 平成17年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた両申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。

給与明細書から、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成12年8月1日から15年5月1日までの期間及び17年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した12年8月から15年4月までの期間、及び17年4月から同年9月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚

生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 12 年 8 月は 53 万円、同年 9 月から 13 年 2 月までの期間は 50 万円、同年 3 月は 59 万円、同年 4 月は 53 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月から 14 年 2 月までの期間は 47 万円、同年 3 月は 53 万円、同年 4 月は 47 万円、同年 5 月から同年 8 月までの期間は 44 万円、同年 9 月は 47 万円、同年 10 月から 15 年 4 月までの期間は 44 万円、17 年 4 月から同年 7 月までの期間は 41 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 7 月、15 年 5 月及び同年 6 月並びに 17 年 10 月については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書では、その主張する標準報酬月額に相当する報酬月額が確認できないなど、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社C支店から同社D支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係るA社の社員名簿、及びB社の回答等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2121

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に結婚した。その際、妻が国民年金の加入手続を自分の分と一緒にしてくれたはずだ。その妻は平成 15 年に亡くなったが、申立期間における国民年金保険料の納付については妻の分のみ納付済みであり、私については未納となっている。保険料の納付については妻にすべて任せていたので納付を示す関連資料は無いが、私の国民年金保険料を妻が納付しないはずがないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市では、昭和 58 年 11 月現在で 34 歳から 35 歳までの国民年金の未加入者に対し、職権により国民年金に加入させ、年金手帳を送付していたところ、申立人はその当時 34 歳であり、国民年金手帳記号番号払出簿等からも職権適用で国民年金に加入していることがうかがえることから、職権適用されるまでの申立期間は、国民年金の未加入期間であったことが推認され、申立人の妻は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は保険料の納付等に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2122

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、自営業を営む父の仕事を手伝っていた。自営業の経理は一括して父が管理していたが、私は、父から国民年金の加入について確認し、説明も受けた。私の国民年金保険料の納付については、父が行っており、納付書で確認した記憶がある。

その後、父との関係が疎遠になり、国民年金保険料の納付に関する資料をもらうことなく現在に至っている。父は既に他界しており証言は得られないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月に、A 市で当時同居していた申立人の姉と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、昭和 48 年度分を除き過年度納付及び特例納付によって納付することとなるが、特殊台帳及びオンライン記録には過年度納付及び特例納付された事跡は無く、ほかに当該期間の保険料が過年度納付及び特例納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同様にその父親が国民年金保険料を納付していたとされる申立人の姉も、昭和 49 年 4 月から保険料の現年度納付が始まっており、申立期間の保険料は申立人と別居後の 55 年 6 月に特例納付していることから、申立人の父親は、姉弟の保険料を 49 年 4 月から納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間における保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、平成 19 年に社会保険事務所（当時）に行った時、国民年金保険料を納付していない期間があることを知り驚いた。

昭和 60 年当時は、毎月、銀行まで歩いて行き、国民年金保険料を納付していた記憶がある。納付書は年度の初めに 1 年分がまとめて送付されていたため、年度の途中である同年 6 月から納付を行わないとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びオンライン記録では、申立人は、申立期間当初の昭和 60 年 6 月 15 日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、申立期間直後の 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、この間に申立人が国民年金に任意再加入した事跡や申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が初めて国民年金に加入した昭和 48 年に発行されたと推認される申立人所持の国民年金手帳には、特殊台帳及びオンライン記録と同様に、国民年金任意加入資格取得日 51 年 5 月 29 日、同資格喪失日 60 年 6 月 15 日、及び第 3 号被保険者資格取得日 61 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人は、60 年 6 月に国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出し、同年同月以降の申立期間については、国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、年度当初に 1 年分の納付書が送付されており、年度の途中から納付しないことは考えられないと供述しているものの、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、社会保険庁（当時）では保険料を収納

することはできず、特殊台帳等において申立期間の保険料が還付された事跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から6年3月まで

私は、平成8年10月に公務員に拝命されることになったが、拝命の際の説明会において、説明者から両親に対して、公務員として任用されるに当たって国民年金保険料の未納期間があることはふさわしくない旨の説明がなされた。

そこで、父が平成8年10月ごろにA市役所において、学生時代に未納であった26か月分の国民年金保険料を納付したと聞いているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人の平成8年10月の就職によりB共済組合の記号番号が付番されており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が供述する平成8年10月の時点では、申立期間は、時効によって国民年金保険料を納付することはできない上、A市国民年金担当課の窓口では過年度保険料の収納は行っておらず、申立期間当時は庁舎内に過年度保険料を納付できる金融機関の窓口も無かったことを踏まえると、申立人の父親は申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の父親から聴取しても、加入手続や納付方法の記憶が曖昧なため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不

明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になる誕生月の前に、A 県 B 町役場から国民年金保険料の納付書が送られてきた。

当時は、私は学生であったため、国民年金保険料を納付することは無理であったが、両親は保険料を納付することは成人としての義務と考えていたため、母親が勤務先の近くの金融機関で、初めのころは、毎月約 1 万円を、後に前納一括払いで、私が就職するまで保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が大学を卒業後、A 社に就職した際に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、B 町では、申立期間当時、20 歳到達者に対し、職権適用による強制的な加入や個人への個別加入勧奨は行なっていなかったとしている上、申立人は申立期間当時学生であったため国民年金の加入は任意であったこと、申立人の母親は、国民年金の任意加入手続は行っておらず、年金手帳も受け取っていないとしていること、並びに B 町及び C 市 D 区において申立人の国民年金被保険者名簿が確認できないことを踏まえると、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 63 年 12 月については、国民年金第 3 号被保険者期間として記録訂正をすることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 12 月まで
② 昭和 63 年 12 月

平成元年ごろに、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、納付した時期、場所及び納付回数等は憶えていないが、申立期間①の国民年金保険料として約 20 万円をさかのぼ^{おぼ}って納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、昭和 63 年 12 月に厚生年金保険に加入していた夫と結婚し、A 市の印鑑登録消除通知書から同年 12 月 * 日に「氏」の変更があったのは明確であり、申立期間②について、国民年金第 3 号被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度納付することは可能であるものの、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、当該期間の保険料が納付された事跡が見当たらない上、申立人は、納付した時期、納付場所等を記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明であること、申立人が唯一記憶している納付額は、当該期間の保険料額と相違していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したものと考えるのは考え難い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は平成元年2月8日に、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」を署名捺印の上、A市B区役所に届出ていることが確認されるどころ、当該届書によれば、国民年金第3号被保険者の資格取得年月日は、昭和64年1月7日と記載されていることが確認できること、及び同取得年月日が健康保険証等により確認されていることから、申立人の夫が勤務する事業所では、申立人が婚姻した63年12月*日から64年1月6日の間、申立人を被扶養者として認定していなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②については、国民年金第3号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月、47年1月から同年4月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、54年9月から55年4月までの期間、56年5月から57年11月までの期間、58年7月から同年12月までの期間、59年2月から同年8月までの期間、同年11月から60年9月までの期間、61年1月から平成元年3月までの期間、2年6月から3年10月までの期間、4年1月から14年12月までの期間及び15年12月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月
② 昭和47年1月から同年4月まで
③ 昭和47年8月から同年10月まで
④ 昭和54年9月から55年4月まで
⑤ 昭和56年5月から57年11月まで
⑥ 昭和58年7月から同年12月まで
⑦ 昭和59年2月から同年8月まで
⑧ 昭和59年11月から60年9月まで
⑨ 昭和61年1月から平成元年3月まで
⑩ 平成2年6月から3年10月まで
⑪ 平成4年1月から14年12月まで
⑫ 平成15年12月から16年6月まで

申立期間①から③までの期間については、A市からB市に戻った時に、B市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、当該期間当時、兄が経営していたD社の従業員が、私の保険料も一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間④については、E県F町役場に出向いて国民年金保険料を納付したことを記憶しているし、申立期間⑥については、G市H区役所に出向いて国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、その際にそれぞれ

国民年金の再加入手続を行ったはずである。

申立期間⑤及び申立期間⑦から⑫までの期間について、記憶は明確ではないものの、厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。

申立期間の国民年金保険料がすべて未納とされており、納得できないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録において、申立人の基礎年金番号が、申立期間⑫の直後の平成16年7月15日に付番されていることが確認できることから判断して、当時、4年1月31日までさかのぼって、国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間①から⑩までの期間については、国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立期間⑪のうち、4年1月から14年6月までの期間についても、既に時効により国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間は12期間で、合計254月に及び、これだけ長期間にわたる事務処理を複数の行政機関がいずれも誤ることは考え難い上、申立人は、居住地の市役所等に出向いた記憶はあるとしているものの、国民年金の手續及び国民年金保険料の納付に係る具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2128 (事案 1091 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 58 年 12 月まで

昭和 53 年 8 月から 58 年 12 月までの期間及び 59 年 7 月から同年 9 月までの期間については、国民年金保険料が未納とされているが、確実に納付していたはずであったので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、59 年 7 月から同年 9 月までの期間については、記録の訂正が認められたものの、53 年 8 月から 58 年 12 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出日が 59 年 8 月 1 日となっており、この払出しの時点において大部分の期間が時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もないなどとして、記録訂正は認められなかった。

その後、申立期間について、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送られてきて、近くの郵便局で納付したことを思い出したので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 過年度分の国民年金保険料の納付書を A 市役所から発行することは無く、当該保険料を同市役所において収納することができなかったこと、ii) 申立人は、同市役所の 1 階の受付窓口において、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとしているが、当時、同手続などは 2 階のカウンターで行われていたこと、iii) 申立人が過年度分と現年度分を合わせて納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時において納付するのに必要な金額に符合しないこと、iv) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が確認できる昭和 59 年 8 月 1 日においては、申立期間のうち 57 年 7 月から 58 年 12 月までの期間を除く

期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、前回の申立てでは、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたと申し立てていたが、今回、納付書が社会保険事務所から送られてきて、近くの郵便局で納付していたことを思い出したとして、再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が必要であるが、上述のとおり、申立人の同手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月 1 日に払い出されていることが確認でき、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、当時、過年度保険料の納付書は、社会保険事務所が交付していたものの、現年度保険料の納付書は社会保険事務所から発行されることは無いことから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 15 日から 44 年 5 月 8 日まで

私の父が勤務していたA社B工場で勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場に入社する際に申立人の採用面接を行ったとする者について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人全員が、当該採用面接者は臨時雇い専門の人事担当者であった旨供述しているところ、同社は、「当社が保管する人事記録によれば、申立人は、確かに昭和43年12月16日から44年5月4日までの期間において在籍していたが、当該人事記録が『二ヶ月臨時退職簿』に綴られていることから判断すると、申立人は臨時雇いであり、個々の雇用期間の確認はできないが、2か月に1度雇用契約を更新させていた者と思われる。」と回答しており、当該回答内容は雇用保険の被保険者記録と符合することから判断すると、申立期間のうち、43年12月16日から44年5月4日までの期間においては、申立人は、申立事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、A社が提出した人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、2か月以内の期間を定めて雇用されていた者であったことが確認できるところ、厚生年金保険法第12条において、「2月以内の期間を定めて使用される者」は同法の被保険者の適用除外となる旨定めら

れている。

また、前述の被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人は、臨時雇いの者については厚生年金保険に加入していなかった旨供述しており、C年金基金は、「申立人は、厚生年金基金の加入者としては確認できない。申立人のような2か月に1度雇用契約を更新する臨時雇いの者については、失業保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(A 公社 B 局 (現在は、C 社) D 事業所)
② 昭和 36 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(A 公社 B 局 E 事業所)

社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。C 社から入手した「履歴書」では、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間は A 公社 B 局 D 事業所で臨時従業員として、同年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は同局 E 事業所で試用従業員として勤務していたことが確認できる。申立期間当時は、臨時従業員及び試用従業員を経て A 公社の職員に採用される仕組みであったと記憶しており、38 年 9 月以前の期間に臨時従業員であったとする者の中には、厚生年金保険に加入していた者もいたと述べている退職者もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社から入手した「履歴書」により、申立人が昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間は A 公社 B 局 D 事業所で臨時従業員として勤務し、同年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は同局 E 事業所で試用従業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 共済組合は、「臨時従業員や試用従業員のいわゆる臨時従業員等が厚生年金保険に加入することとなるのは、臨時従業員等の社会保険

事務処理規程が施行されることとなった昭和 38 年 10 月 1 日以降であり、本件申立てのように同規程施行以前の勤務期間において、臨時従業員等が厚生年金保険に加入することはあり得ない。」と回答しており、適用事業所名簿においても、A 公社 B 局（オンライン記録では、A 公社 G 支社 B 局）が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなるのは、申立期間終期から 2 年後の昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 公社 B 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同局が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚で、聴取できた 3 人全員が、「A 公社 B 局には採用試験に合格して入社した。最初は臨時従業員で、その後試用従業員を経験して職員となった。採用されたのは昭和 38 年 10 月 1 日より前の時期であるが、同日以前の勤務期間について、厚生年金保険に加入していないのは承知していた。」と供述している。

さらに、申立人の妻は、当時の申立人の同僚について姓のみを記憶しており、これらの同僚を特定することができない上、申立人の妻が「昭和 38 年 9 月以前の期間に臨時従業員であったとする者の中には、厚生年金保険に加入していた者もいたと述べている退職者」についても具体的な氏名が確認できないことから、当該事情について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年から 32 年まで
(A社又はB社)
② 昭和 40 年から 42 年まで
(A社又はB社)

昭和 31 年から 32 年までの期間及び 40 年から 42 年までの期間において、A社又はB社に勤務していた。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社又はB社（申立期間②の同僚の供述から判断するとB社と推認される。）での業務内容並びに入社及び退職に係る経緯を具体的に申し立てており、A社又はB社の元請会社であったと申立人が供述するC社が、申立てどおり、申立期間①当時、D県のE建設工事を請け負っていた旨回答していることから判断すると、申立人がD県のE建設工事に従事していたことはうかがえるものの、A社又はB社に勤務していたことが具体的に推認できる供述等は得られない。

また、A社又はB社について、申立人が当該事業所の事務所が所在していた可能性を主張している、F地方の7県、D県、G県及びH県において、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所として確認できる事業所は、B社の1事業所のみであるが、現存する同社に照会したところ、申立てに係るD県での工事等を担当したことは無い旨回答しており、C社においても、下請事業所に係る資料は一切保管していない旨回答していることから、申立てに係る事業所を特定することができず、申立期間①において、申立てに係る事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認

できない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚について、二人の名前を挙げているが、姓のみの記憶しか無く、連絡先を確認できないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人は、A社又はB社での業務内容及び入社及び退職に係る経緯を具体的に申し立てており、A社で勤務していたと供述する同僚二人が、「申立人と、A社で一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社又はB社について、申立人が当該事業所の事務所が所在していた可能性を主張している、F地方の7県、D県、G県及びH県において、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所として確認できる事業所は、申立期間①に係るB社を含めて4事業所（B社は2事業所、A社は2事業所）あるが、申立期間①に係るB社以外の3事業所について、A社のうちの1事業所は現存していたが異なる業種であり、残る2事業所（B社は1事業所及びA社は1事業所）は、適用事業所名簿において、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている前述のB社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から聴取したところ、それぞれが供述する申立期間②当時の元請会社が、申立人が主張する元請会社であるI社と異なる上、I社は、工事現場が特定できないため請負の状況について確認できない旨回答しており、申立てに係る事業所を特定することができず、申立期間②において、申立てに係る事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人が申立期間②当時同種の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚の一人で、申立人とともにA社において勤務していた旨を供述している前述の同僚には、A社における厚生年金保険の被保険者記録は無い上、当該同僚が、同時期に、同種の業務に従事していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、申立期間②当時、A社又はB社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚について、前述の同僚以外にも名前を挙げているが、姓のみの記憶しか無く、連絡先を確認できないことから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月ごろから 35 年 6 月 1 日まで

私の母と一緒にA社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、私の母については厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当然私も厚生年金保険の被保険者として給与から厚生年金保険料を控除され、会社が保険料を社会保険事務所（当時）に納付しているものと思っていた。

しかしながら、A社における私の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 35 年 6 月 1 日から退職した翌日の同年 10 月 17 日までの約 4 か月間のみとなっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私の夫も同じ職場に勤務していたが、勤務していたすべての期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での勤務内容に係る具体的な申立人の供述、申立人の記憶する同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、当時勤務していた従業員も既に退職しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の母親については、申立人及び上記同僚の供述から判断すると、適用事業所名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和30年3月1日以前から同社に勤務していたと推認されるところ、前述の被保険者名簿によると、勤務開始から少なくとも34か月を経過した後の33年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から39年4月1日まで

昭和35年4月から40年2月末までの期間においてA社に勤務した。申立期間直前の35年4月から37年7月末までの期間はB県にあるC建設工事に従事し、申立期間についてはD県にあるE建設工事に従事しており、その後、退職するまでの期間はF県にあるG建設工事に従事した。

同社に継続して勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の作業現場についての記憶は具体的であり、同現場は、A社における建設現場についての同僚の供述と符合していること、及び申立人を記憶する同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD県にあるE建設工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、申立人に係る人事記録等の関係資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「勤務期間どおり厚生年金保険の被保険者記録が有るわけではない。」、「A社に直接雇用された従業員であっても、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と供述しており、上記複数の同僚のうち申立人を記憶する者は、「作業現場によって、厚生年金保険の加入の取扱いが異なっており、厚生年金保険に加入させるか否かについては、当時は現場所長の裁量によるところが大きく、現場によっては厚生年金保険に加入させない従業員もいたようである。」と供述している上、上記

被保険者名簿により、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和36年4月1日前後に同資格を取得していることが確認できる同僚について調査したところ、申立人と同様に同社において被保険者資格を喪失した後、再度同資格を取得した者が15人確認できることなどから判断すると、当時、同社では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間について、前述の被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の複数の同僚（申立人を記憶する同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月2日から29年1月31日まで
② 昭和29年2月1日から同年6月10日まで
③ 昭和29年8月31日から30年2月28日まで

申立期間①については、米軍のキャンプA内に所在したB病院に勤務し、業務に従事していた。

申立期間②及び③については、B病院が閉鎖したため、B病院の建物は米軍のC福利厚生施設に変更されたが、引き続き同施設の倉庫において、材料の管理の業務に従事していた。

昭和25年12月1日から30年2月28日までの期間において、継続して同じ日本人寮に居住し、同じ場所で勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の所管局が保管する連合軍駐留軍関係の勤務履歴を記した人事記録により、申立人は、昭和29年2月1日から同年3月20日までの期間を除くすべての申立期間においてB病院担当課及び米軍のC福利厚生施設の倉庫で勤務していることが確認できる。

しかしながら、国の所管省担当局長通知において、「連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者の厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、昭和26年7月1日以降は、雇用関係の切り替えによって、政府の直備^{ちよくよう}使用人（LR使用人）としての身分を喪失することになり、事業の業態がPX（物の販売の事業）等^{ちよくよう}に使用される者を除き、宿舎施設等に使用される者は強制被保険者とならない。」とされている。

また、国の所管省の資料によると、昭和26年7月1日以降の連合軍関係

の日本人使用人の雇用形態は、i) 給与が終戦処理費（日本国政府負担）をもって支弁される「LR使用人」（政府の直備^{ちよくよう}使用人）と、ii) 日米間の労務基本契約の発効に伴い、給与が米国政府負担によって支弁される「LSO使用人」の二通りがあったことが確認でき、上記ii)の雇用形態を取る事業所については、社会保険事務所（当時）において米国軍関係直接雇用に係る厚生年金保険の適用事業所として登録されているが、適用事業所名簿において、「B病院」及び「米軍のC福利厚生施設」の名称では、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、申立期間①については、国の所管局が保管するD管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び年金事務所が保管するD管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録は昭和26年4月1日、同資格の喪失日の記録は同年7月2日であり、両被保険者名簿の記録は一致していることが確認できる上、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立期間②及び③については、米軍のC福利厚生施設は既に廃業していることから、当時の賃金台帳等の資料は見当たらず、申立内容を確認することができる関連資料を得ることができない。

また、申立人の元上司に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況に関する具体的な供述は得られないことから、申立内容を確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から26年9月1日まで
② 昭和26年11月中旬から29年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間については、いずれもA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社への入退社及び再入社の際並びに職務内容についての申立人の供述が具体的であることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、当時の事業主は所在不明であり、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録はオンライン記録と一致する上、事業主も厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから25年8月ごろまで

A社B事業所（現在は、C社）に昭和24年4月ごろから勤務していたが、25年1月に作業中に負傷し、同年8月ごろに退職した。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所における同僚として名前を挙げた複数の者の厚生年金保険の被保険者記録が、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社では、「A社は、昭和39年2月に事業を停止しており、当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人は、それぞれ、「当時、正式採用の者と臨時雇いの者がいたが、臨時雇いの者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「私は、大学卒業後、正社員として採用されたため、入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、申立人のように15歳ぐらいで勤務していた者については臨時雇いの可能性が高いのではないか。」、「私は、学校卒業後、正社員として採用されたため、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。当時、正社員でない者も勤務していたと思うが、厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「私の場合、学校卒業後、正社員として採用されたため、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と供述していることから判断すると、

当時、申立事業所では、雇用形態等によっては必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2671 (事案 1704 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、主張どおりの記録訂正には至らなかった。

今回、新たに提出する資料等はないものの、実際の給与支給額は約 30 万円であったため、再度調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、i) 申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 3 年 7 月、同年 9 月、4 年 5 月、同年 7 月から同年 10 月までの期間、5 年 1 月、同年 4 月、同年 6 月から同年 11 月までの期間、6 年 1 月、及び同年 5 月から同年 9 月までの期間は 20 万円に、ii) 申立人が提出した支給月の記載のみで支給年が記載されていない給与明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、支給年月を推認した給与明細書において確認できる保険料控除額から、3 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月

から4年3月までの期間、同年12月、5年3月、同年5月、同年12月、6年3月及び同年4月、同年11月から7年2月までの期間、同年4月から同年10月までの期間、同年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、並びに同年9月は19万円に、iii) 上述の申立人が提出した給与明細書により確認できる前後の標準報酬月額から、4年4月、同年6月、同年11月、5年2月、6年2月、同年10月、7年3月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である一方、申立期間のうち、昭和61年3月から平成3年3月までの期間及び8年10月から13年6月までの期間については、申立人が提出した給与明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、9年9月以降のものとは推認される給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額（19万円）と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき22年1月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の通知に納得できないとして、再申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年から24年までのうち約2年間

A病院に医療業務の補助担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

保健福祉事務所の記録によれば、申立期間当時、A病院に名称が類似した「B医院」が開設されていたことは確認できるものの、同医院は既に閉鎖されている上、適用事業所名簿によれば、A病院及びB医院は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚等の名前を記憶しておらず、当時の事業主及び同僚等の連絡先が不明であり照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、保健福祉事務所の記録から、B医院の開設者及び診療従事医師として氏名が確認できる者は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A病院及びB医院における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。